

行政委員会委員の報酬制度見直しについて（案）

1) 基本方針

行政委員会の非常勤委員の報酬は、生活給としての意味は有さず、純粋に勤務実態に対する反対給付であり、地方自治法第203条の規定にもあるように日額報酬制への改定を原則として見直します。

なお、日額制・月額制のいずれについても、行財政改革推進の視点に立って、市民感情に照らして妥当な報酬額となるように見直します。

2) 引き続き月額報酬制を採用する場合の判断基準

上記のとおり、原則として日額報酬制に改定することを前提に見直しますが、引き続き月額報酬制を採用するか否かについては、次の2つの基準をもって判断します。

【判断基準】

- ① 日額によらない特別の事情があると認められるか。
 - ㊦ 日常的な活動が中心となり、機関としての意思決定をすることが活動の中心となる執行機関との著しい差異があるかどうか評価する。
 - ㊧ 専門的な職務に従事する者で、日額では謫り得ない特殊性があるかどうか評価する。
 - ㊨ 当該委員に就任したことにより、本業（自己活動）が制約されたり、委員個人に対する訴訟、苦情等が寄せられるなど、極めて重い職責が課せられているような場合には、日額によらない特別な事情が存在すると考えられることから、委員の選出方法、公務優先に伴う自己活動の制約、処分権限の度合や責任に起因する訴訟や苦情等から評価する。
- ② 大阪高裁の控訴審判決（滋賀県労働委員会委員月額報酬支給差止請求住民訴訟事件）で適法とされた活動日数（1月当り4.7日）をもって月額支給も適法であるとされたことを参考に、1月当り5日以上平均活動実績の有無をもって判断基準の目安とする。

3) 報酬制度見直し案

上記の基本方針並びに判断基準に照らして下記のとおり見直すこととします。

まず、教育委員長については、日常的な活動も多く、その職務は日額では謫り得ない特殊性と重い職責が課せられているなど、日額によらない特別の事情があると認められるとともに、活動日数についても十分な実績があることから、月額報酬制を継続することが妥当であると考えます。ただし、現在の報酬月額、中核市で最も高額であるため、中核市平均とその職責を勘案して150,000円～180,000円程度が妥当であろうと考えます。

また、農業委員会については、日常的な活動が中心であり、機関としての意思決定をすることが活動の中である他の委員会と著しい差異があるなどの理由により、日額によらない特別の事情があると認められるとともに、活動日数についても十分な実績があることから、月額報酬制のままとすることが妥当であると考えます。報酬額についても中核市平均であるため現行通りとします。

その他の委員会委員については、活動日数が上記判断基準を満たしていないことや、日額によらない特別の事情があるとは考えづらいことから、日額報酬制に改定することが妥当だと考えます。

また、日額報酬制度移行に伴う報酬単価は下記のとおり算定基礎をもって設定することが妥当だと考えます。

【日額報酬単価とその積算基礎】

- ㊦ 委員長または会長および識見を有する者のうちから選出された監査委員（以下「委員長等」という）については、常勤の行政委員である常勤監査委員の年収を算定の基礎とするとともに、ヒ

アリングの結果、多くの委員長等の勤務時間が概ね3～4時間と半日程度であったことやその職責を考慮して、当該年収から積算した報酬日額の2分の1～3分の2の額（21,000円～28,000円）をもって、日額報酬単価とすることが妥当だと考える。

また、行政委員会の執行機関としての同質性の観点から、全ての委員会について同額とする。

- ④ 委員および議選監査委員（以下「委員等」という）については、委員長等の現行報酬額との間差率により算定すると下記のとおりとなる。

教育委員会委員(100/165)	⇒	13,000円～17,000円
選挙管理委員会委員(100/156)	⇒	14,000円～18,000円
公平委員会委員(100/146)	⇒	15,000円～19,000円
農業委員会委員(100/154)	⇒	14,000円～18,000円

上記の平均額（14,000円～18,000円）をもって委員等の日額報酬単価とすることが妥当だろうと考えます。

なお、委員等についても、委員長等と同様に、行政委員会の執行機関としての同質性の観点から、日額報酬単価は各委員とも同一とする。

なお、今回の検討対象としていない固定資産評価審査委員会委員の報酬についても、行政委員会の執行機関としての同質性の観点から、改定する必要がある。

- ⑤ 1時間に満たない短時間の活動についても、報酬を満額支給することは、市民感情からすると妥当性を欠くとの印象が否めない。

このことから、勤務時間が1時間未満である場合には、3分の1の額(千円未満四捨五入)である下記の額をもって日額報酬単価とする。

- ・委員長または会長および識見を有する者のうちから選出された監査委員 7,000～9,000円
- ・委員および議選監査委員 5,000～6,000円

【改定案】

支給区分		報酬額		
		通常報酬額		活動時間が1時間未満の日の報酬額
教育委員会	委員長	月額	150,000円 ～180,000円	—
	委員	日額	14,000円 ～18,000円	5,000円 ～6,000円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	日額	21,000円 ～28,000円	7,000円 ～9,000円
	議会の議員のうちから選任された者	日額	14,000円 ～18,000円	5,000円 ～6,000円
選挙管理委員会	委員長	日額	21,000円 ～28,000円	7,000円 ～9,000円
	委員	日額	14,000円 ～18,000円	5,000円 ～6,000円
公平委員会	委員長	日額	21,000円 ～28,000円	7,000円 ～9,000円
	委員	日額	14,000円 ～18,000円	5,000円 ～6,000円
農業委員会	会長	月額	69,000円	—
	副会長	月額	54,000円	—
	委員	月額	45,000円	—
固定資産評価審査委員会	委員	日額	14,000円 ～18,000円	5,000円 ～6,000円